

行政文書の開示決定について（通知）

様

(反対意見書を提出した第三者)

印

(行政機関の長)

から令和 年 月 日付で「行政文書の開示に関する意見書」の提出がありました行政文書については、下記のとおり開示決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第13条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 開示決定した行政文書の名称
- 開示することとした理由
- 開示を実施する日

* 担当課等 中央労働委員会事務局総務課文書広報係 TEL 03-5403-2112
東京都港区芝公園1-5-32 労働委員会会館3階

この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に中央労働委員会会長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)